

令和6年度共生社会実現施策に関する取組状況

I 県民の障がいのある人への理解促進

第十一條 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

- ① 障害者週間などの機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して、障がい者マークの普及啓発に取り組みます。また、岐阜市等と連携し、白杖SOSシグナルの啓発に取り組みます。

（障害福祉課）

施策実施状況

○ 岐阜県障がい者福祉の手引

障がい者（児）が受けのことのできる福祉サービスや制度の内容、その利用方法などを掲載した「岐阜県障がい者福祉の手引」を作成・配布。（作成数：9,500部）

岐阜県障がい者福祉の手引の巻末頁に白杖SOSシグナル、裏表紙にマーク一覧を掲載し、障がい者マークの普及啓発を実施。

○ 障害者週間～12月9日に全圏下一斉啓発～

障害者週間の機会をとらえ、県内5圏域の駅前や商業施設で12月9日に一斉に街頭啓発を実施。

岐阜：12月9日 JR岐阜駅

西濃：12月9日 イオンモール大垣

揖斐：12月9日 ザ・ビッグエクストラ岐阜池田店

中濃：12月9日 スーパーセンターオークワ美濃インター店

可茂：12月9日 ラスパ御嵩

東濃：12月9日 JR多治見駅

恵那：12月9日 中津川市ひと・まちテラス

飛騨：12月9日 ルビットタウン高山

② ヘルプマークについては、市町村や障がい者関係団体と連携した普及啓発に取り組むとともに、特に県民をはじめ警察・消防・医療・福祉等の関係者への啓発に努めます。また、所持している方への声掛けや手助けをするヘルプマークサポーター研修等の取組みも推進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

○ ヘルプマークの作成・配布及び普及啓発

(1) ヘルプマークの作成・配布(平成 29 年 8 月からの累積数)

・作成数 78,900 個、配布実績 69,747 個

(2) ヘルプカードの作成・配布

緊急連絡先や具体的な支援内容等を記入することができ、普段は携帯や財布等に入れておき、必要な時だけ提示することができるヘルプカードを作成・配布

・作成数 50,000 枚、配布実績 28,062 枚

(3) ヘルプマーク普及啓発

・県や市町村、障がい者関係団体の他、様々な福祉関係者、関係機関を通じたチラシ配布やポスター掲示

・岐阜県ヘルプマーク普及啓発大使を設置し、SNS 等を通した普及啓発を実施

(4) 岐阜県ヘルプマークサポーター制度

様々な障がいの特性や必要な配慮、障がい福祉制度等を内容とした研修会を開催し、受講者を岐阜県ヘルプマークサポーターに認定。

・研修会開催実績：

7 月 22 日 西濃総合庁舎、8 月 11 日 中濃総合庁舎

8 月 19 日 東濃西部総合庁舎、8 月 26 日 飛騨総合庁舎

・サポーター認定数：15 名（令和 6 年度）、394 名（令和 2 年度からの延べ人数）

○ ヘルプマーク普及啓発イベント

ヘルプマークへの理解と普及啓発を図るため、イベントを実施

11 月 20 日 岐阜県庁ミナモホール 参加者：45 名

【オープニングアクト】

・岐阜聾学校 韶太鼓

・三味と歌＆ボイパデュオ Sul.Sul

【ヘルプマーク普及啓発大使講演】

・塙本 明里氏

【普及啓発活動事例発表】

・手をつなぐ 障がい啓発キャラバン隊 隊長 大谷 弘氏

・サンメッセ株式会社 取締役専務執行役員 田中 信康氏

③ 障がいの特性や配慮を理解し、県と連携してヘルプマークの普及啓発に関する取組みを企画・実施するヘルプマーク普及啓発センター研修の取組みを推進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 岐阜県ヘルプマーク普及啓発センター制度（令和5年度から）

県と連携してヘルプマークの普及啓発に関する取組みを企画・実施する県内企業や法人、団体をヘルプマーク普及啓発センターとして登録。

・センター登録数 24 団体

7月22日 西濃総合庁舎、8月11日 中濃総合庁舎、

8月19日 東濃西部総合庁舎、8月26日 飛騨総合庁舎

④ あらゆる機会を捉えて、県民に対する各種障がいの理解促進に努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供に努めます。なお、遷延性意識障がい、盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 意思疎通支援者派遣事業（啓発）

・意思疎通手段に係る啓発イベントを実施

11月9日 カラフルタウン岐阜 参加者：600名程度

【ステージイベント】

・ミナモ体操（手話による）

・よしもと手話ブ（手話通訳士ソイ氏講演）

・よしもと手話ブ（手話漫才・手話に親しんでもらうコーナー）

・わたなべ ちひろ氏（弾き語り）

【ブース展示】

・ミニ手話教室（一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会）

・ブラインド体験（社会福祉法人岐阜アソシア）

・要約筆記体験（特定非営利活動法人ぎふ難聴者協会）

- 差別解消に関する啓発冊子の作成

障がいを理由とする差別の解消に関する理解を深めるための啓発冊子「みんなが笑顔になるために」を作成・配布。（作成数：5,000部）

⑤ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

(障害福祉課)

施策実施状況

○ 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」に、市町村や障がい者関係団体と連携して、啓発ポスターの掲示や県内各地でのブルーライトアップ、JR岐阜駅周辺等における啓発活動、県図書館での映画上映会や作品展示を実施。

⑥ 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。

(保健医療課)

施策実施状況

○ こころの健康フェスティバル

・県民の精神障がい者に対する理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進するため、こころの健康フェスティバルを開催した。

11月21日 参加者 207名

⑦ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

(保健医療課)

施策実施状況

○ 高次脳機能障害支援対策事業

・高次脳機能障がいについて、広く障がいの理解を促すため、当事者とその家族、一般県民、支援者を対象とした高次脳機能障がいフォーラムを開催

8月24日 参加者 119名

・啓発リーフレットを配布

⑧ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するため、普及啓発活動の実施に努めます。

(保健医療課)

施策実施状況

○ 依存症対策地域支援事業

- ・県民啓発講演会を開催（テーマ「趣味と病気の境目は？治療法はあるのか？」）
　　1月 24 日 受講者 59 名
- ・依存症に係るリーフレット及びカードを作成、配布
　　リーフレット 8,300 部、カード 15,000 部

⑨ 障がい者の作品展示や販売等を行う「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」等の開催を通じて、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めます。

(観光文化スポーツ部文化創造課・障害福祉課)

施策実施状況

○ 障がい者の芸術文化活動発表の機会として以下の事業を実施

- ・「ふれあい福祉フェア」の会期を例年より 1 日延長し、10月 17 日～10月 20 日にマーサ 21 で開催
- ・「いろんなみんなの展覧会」を 10 月 11 日～10 月 15 日にぎふ清流文化プラザで開催
- ・tomoni アートサポーター企画「みんなで奏でるファッショニショー」を 10 月 1 日に開催
- ・「ふれあいアートフェスタ」を 10 月 14 日～11 月 24 日に県内 4 圈域で開催
- ・パラスポーツイベント等における障がい者芸術作品展を 10 月 14 日～11 月 24 日に福祉友愛プール、福祉友愛アリーナで実施。また 11 月 4 日に岐阜メモリアルセンターで実施
- ・「せき桐ヶ丘芸術祭」を 10 月 27 日～11 月 17 日に中部学院大学で開催
- ・「ふれあい芸術教室」を 10 月 19 日にマーサ 21 で、11 月 2 日にソフトピアジャパンで開催

○ 障がいのある人も共に芸術文化活動を楽しむ機会として以下の事業を実施

- ・障がいのある人もみんなと一緒に楽しめる「清流ふれ愛コンサート」を 12 月 8 日にぎふ清流文化プラザで開催
- ・手話演劇「不思議な再会」を 10 月 24 日にぎふ清流文化プラザで開催
- ・「ゆめぼっけ・スペシャルコンサート」を 11 月 10 日にぎふ清流文化プラザで開催

○ 障がいのある人とない人の交流イベントを実施

- ・障がい者とアートを介してつながった高校生の様子を「まじわる新聞」として配布し、10 月 13 日、14 日にはぎふ清流文化プラザで「まじわるラジオ」として公開収録を実施

- ⑩ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の理解促進に関する学習機会を確保します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 手話言語の国際デー（啓発）
 - ・9月23日の「手話言語の国際デー」に県内各地でのブルーライトアップを実施。
 - 意思疎通支援者派遣事業（啓発）（再掲）
 - ・意思疎通手段に係る啓発イベントを実施
11月9日 カラフルタウン岐阜 参加者：600名程度
- 【ステージイベント】
- ・ミナモ体操（手話による）
 - ・よしもと手話ブ（手話通訳士ソイ氏講演）
 - ・よしもと手話ブ（手話漫才・手話に親しんでもらうコーナー）
 - ・わたなべ ちひろ氏（弾き語り）
- 【ブース展示】
- ・ミニ手話教室（一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会）
 - ・ブラインド体験（社会福祉法人岐阜アソシア）
 - ・要約筆記体験（特定非営利活動法人ぎふ難聴者協会）

- ⑪ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージアップを図ります。

(地域福祉課)

施策実施状況

- 福祉人材確保・育成・定着推進事業
 - ・福祉のイメージアップ委員会の意見を踏まえて、福祉の魅力ややりがいなどを発信するX（旧twitter）の運用改善や県の実施する各イメージアップ事業等について、企画提案を実施。

2 相互理解を深める教育の充実

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図れるよう努めるものとする。

- ⑫ 令和4年から、高等学校の保健のすべての教科書に「精神疾患」が記述され理解を深めます。小学校の体育、中学校の保健体育では「心の健康」等について課題を発見し、解決を目指した活動を通じた学習を行っています。

(教育委員会体育健康課)

施策実施状況

- 高：「現代社会と健康」において学習
中：「心身の機能の発達と心の健康」において学習
小：「心の健康」において学習

- ⑬ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

施策実施状況

- 「交流籍」を活かした居住地校交流推進事業、高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業
・特別支援学校在籍児童生徒と居住地の学校、近隣の学校、高等学校と交流及び共同学習を実施。

- ⑭ 交流及び共同学習において、オンラインの活用等、児童生徒が安心し、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう工夫します。

(教育委員会特別支援教育課)

施策実施状況

- 「交流籍」を活かした居住地校交流推進事業、高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業
・交流及び共同学習を行う際、オンライン等の方法を工夫しながら個別最適化された交流を推進。

⑯ 学校の総合的な学習（探究）の時間や「ひびきあい活動」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話等のコミュニケーション方法を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

（教育委員会義務教育課）

（教育委員会高校教育課）

施策実施状況

- 人権教育協議会
年 6 回開催（全体会 2 回、小委員会 2 回、研究委員会 2 回）
- 人権教育指導資料の配布
年 1 回 各学校へ配付（第 60 集）
- 人権教育研修会
 - ・小中幹部研修会（収集またはオンライン）：6 地区、参加者数 839 人
 - ・小中教員研修会（収集またはオンライン）：6 地区、参加者数 451 人
 - ・高校・特別支援学校研修会（オンライン）：参加者数 122 人

3 幼い頃から障がいのある人とないとの交流の促進

第十三条 県は、障害のある人と障害のないとの相互理解を促進するため、幼少期からお互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域、その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

- ⑯ 幼稚園において、障がいのある児童との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会義務教育課)

施策実施状況

- 幼児教育総合推進事業

- ・有識者や行政・学校・園関係者、NPO法人、PTA代表等による「幼児教育推進会議」を設置し、「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」の検証を進めた。
- ・「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」の具現のため、公立幼稚園と私立幼稚園の共同研究団体に研究を委託し、実践的な調査研究を進めるとともに、成果の共有を図った。

- ⑰ 小中学校において、障がいのある人の交流を図ることにより、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(環境エネルギー生活部人権施策推進課)

施策実施状況

- 人権啓発活動地方委託事業のうち車いすバスケットボール体験教室・ボッチャ体験教室
- ・車いすバスケットボールチームと連携して県内の小学校で体験教室を実施。
体験教室：県内 2 校、参加者 110 名
 - ・県のボッチャ協会と連携しながら、県内の小中学校で体験教室を実施。
体験教室：県内 5 校、参加者 258 名

- ⑱ 放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働く環境をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。

(子ども・女性部子育て支援課)

施策実施状況

- 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童クラブ運営費補助に当たり、障がい児受入のための職員配置に関する経費支援を行う。

【12 市町村・114 クラブ】

⑯ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。(再掲)

(教育委員会特別支援教育課)

施策実施状況

- 「交流籍」を活かした居住地校交流推進事業、高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業（再掲）
 - ・特別支援学校在籍児童生徒と居住地の学校、近隣の学校、高等学校と交流及び共同学習を実施。

㉚ オンラインの活用等、児童生徒が安心し、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう交流の方法を工夫します。(再掲)

(教育委員会特別支援教育課)

施策実施状況

- 「交流籍」を活かした居住地校交流推進事業、高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業（再掲）
 - ・交流及び共同学習を行う際、オンライン等の方法を工夫しながら個別最適化された交流を推進。

㉛ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通した交流を促進します。

(観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局)

施策実施状況

- ぎふ清流レクリエーションフェスティバル
 - ・ミナレク広場の開催：8会場 38,800名

㉜ 令和7年度に開催する「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2025)」に向け、障がいのある方の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通した交流の場を創出します。

(観光文化スポーツ部ねんりんピック推進事務局)

施策実施状況

- 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2025)
 - ・県実行委員会総会等の開催や大会の参加手続き等を定めた開催要領の策定、市町村等への開催準備経費を支援したほか、公式ウェブサイトや各種イベントでのPRブース出展等により大会を周知するなど、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが参加できる大会となるよう開催準備を進めた。

- ㉓ 障がいの有無にかかわらず誰もが参加できる「長良川ふれあいマラソン大会」や障がい者スポーツ教室等を開催し、スポーツを通した交流を促進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 長良川ふれあいマラソン大会支援

- ・福祉への理解の輪を広げ、障がい者の社会参加意欲を高め、県民の障がい者福祉に対する関心を深めることを目的に、ハンディのある人もない人も共にマラソンに参加し、ふれあいを深める本大会への支援を行う。

第 29 回長良川ふれあいマラソン大会（参加者：734 名）

10月6日 木曽三川公園特設会場

- 障がい者スポーツ大会開催事業

- ・スポーツに親しむ機会の少ない障がい者に対し、スポーツに親しむ機会を設けるとともに、障がい者福祉の増進に資することを目的にスポーツ体験教室を実施。

実施競技：ボッチャ、フライングディスク、車いすバスケ、ＳＴＴ、ゴールボール

実施回数：福祉友愛プール・アリーナとあわせて計 146 回開催

参 加 者：2,059 名

- ㉔ ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

(観光文化スポーツ部文化創造課)

施策実施状況

- tomoni 文化振興事業

- ・TASC ぎふコラボ展 vol.10 「消防クリエイターと美術部の絵本作り」

令和 7 年 1 月 11 日～2 月 24 日

- ・岐阜県障がい者芸術教室 × tomoni ワークショップ NEST 「ぼんやり撮影会」

令和 6 年 8 月 17 日～9 月 16 日

- ・TASC ぎふチャレンジ企画 「良ちゃんと私展」

令和 6 年 4 月 27 日～7 月 15 日

㉕ 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき創設する顕彰制度において、共生社会実現に向けて特に顕著な取り組みをしている団体・個人を表彰することにより、県民の理解促進を図ります。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 県民の模範となる取り組みを行っている方を表彰
 - ・長年にわたり共生社会の実現に向けて県民の模範となる取組みを行っている個人や団体、先進的・画期的な取組みを行っている個人や団体を表彰

11月4日 ぎふ清流文化プラザ 参加者：250名程度

【表彰者】

個人：土屋 明之氏

春見 鉄男氏

団体：株式会社 大垣共立銀行

株式会社 JA ぎふはっぴいまるけ

- ・障がいのある人もない人も共に楽しむ「ふれあいハートフルステージ」を開催

【出演者】

・富田 安紀子氏

・縁音

・ごちゃまぜアートの会